

水銀に関する水俣条約公開セミナー
第1部 条約交渉の結果

「水銀に関する水俣条約」の内容

平成25年3月26日

環境省環境保健部企画課長
早水輝好

(私見を交えながらお話しします。)

内 容

- 1 . 国際的な水銀管理に関する活動の経緯と背景
- 2 . 第5回政府間交渉委員会 (INC5) の概要・成果
- 3 . 条文の主な内容
- 4 . 条約の意義
- 5 . 今後の取組

化学物質対策及び廃棄物に関する国際条約

有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関する
バーゼル条約(1989年採択、1992年発効)

→ 有害廃棄物の越境移動等に伴う環境汚染を防止するため、
国際的な規制等の枠組み及び手法等を規定。

国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤につ
いての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテル
ダム条約(PIC条約)(1998年採択、2004年発効)

→ 対象とされた有害化学物質(及び駆除剤)の国際貿易に際
し、事前通報や意思確認等を義務付け。

残留性有機汚染物質(POPs)に関するストックホルム条約
(2001年採択、2004年発効)

→ PCB・DDTなどのPOPsによる地球規模の環境汚染を防止
するため、製造・使用の禁止・制限、排出の削減等を規定。

国際的な水銀管理に関する活動の経緯

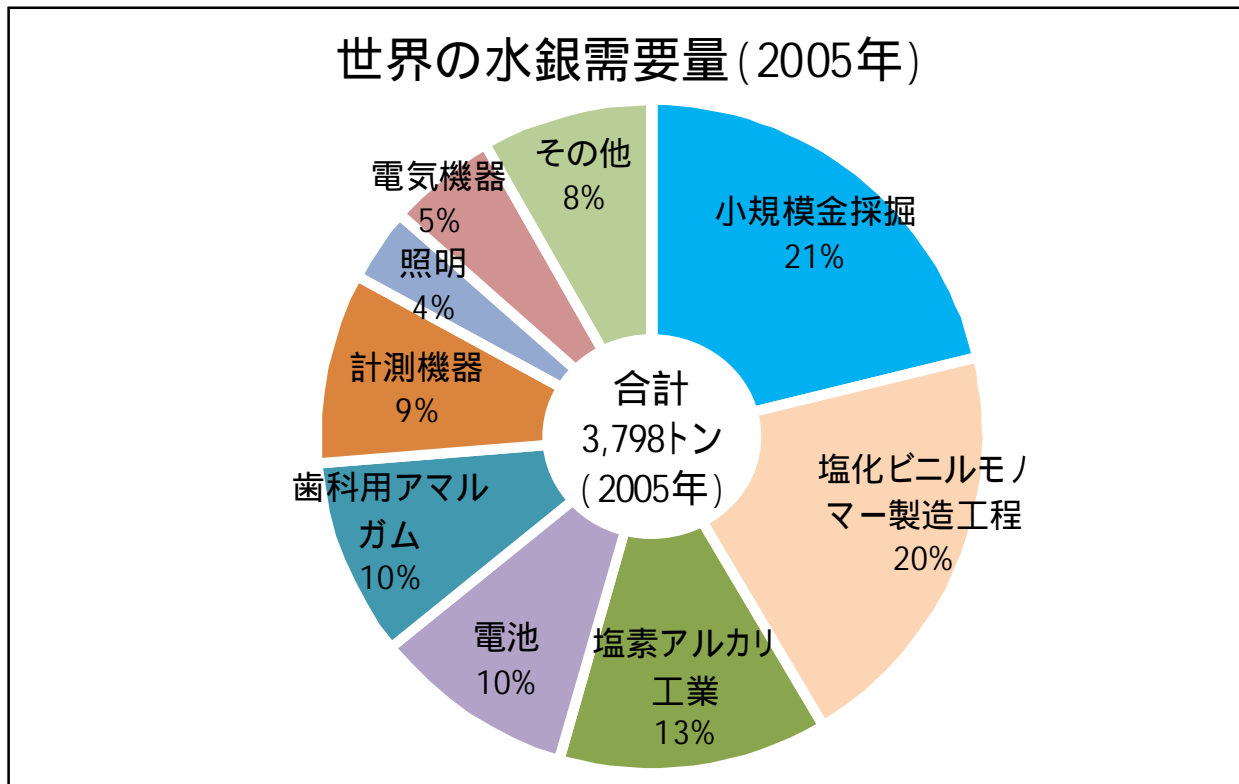
2001年：国連環境計画（UNEP）が地球規模の水銀汚染に係る活動を開始

2002年：人への影響や汚染実態をまとめた報告書を公表（世界水銀アセスメント）

- 水銀は様々な排出源から様々な形態で環境に排出され、分解されず、全世界を循環。メチル水銀は生物に蓄積しやすい。
- 人への毒性が強く、特に発達途上（胎児、新生児、小児）の神経系に有害。食物連鎖により野生生物へも影響。
- 先進国では使用量が減っているが、途上国では依然利用され、リスクが高い。
- 自然発生源もあるが、人為的排出が大気中の水銀濃度や堆積速度を高めている。
- 世界的な取り組みにより、人為的な排出の削減・根絶が必要。

世界における水銀の利用状況

世界における水銀の利用は、金採掘のための使用や、化学工業における触媒としての用途が半分以上(合計:3,798トン/年(2005年))。

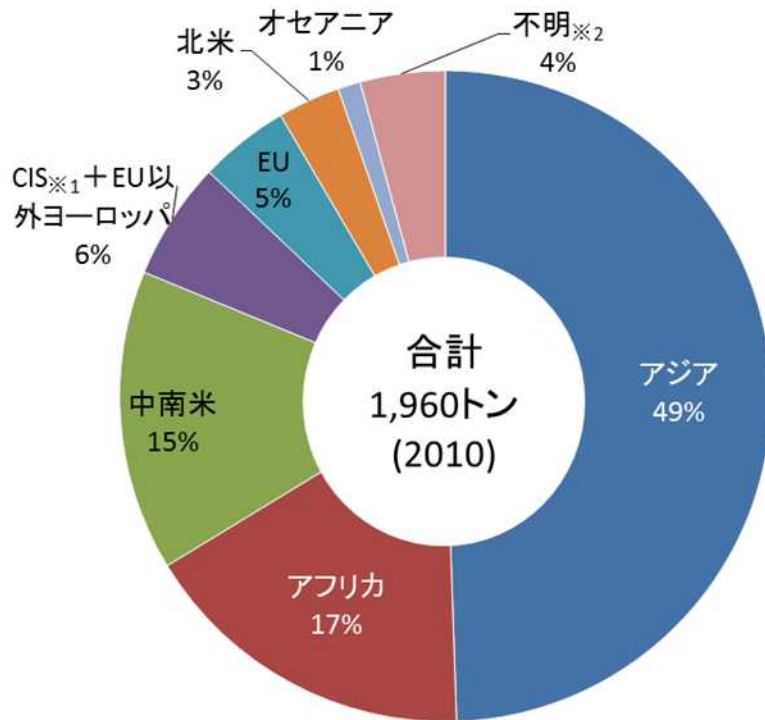


出典: UNEP Technical Background Report to the Global Atmospheric Mercury Assessment (2008)

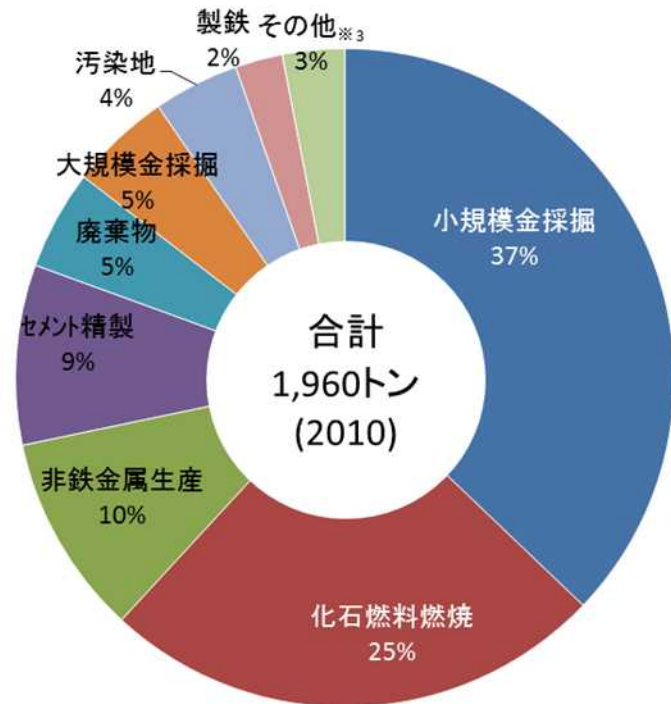
世界における水銀の排出状況

2010年の世界各地域の排出状況を見ると、アジア地域の排出量が多い。排出源別では、金採掘(37%)、化石燃料燃焼(25%)、非鉄金属精錬(10%)など

地域ごとの大気排出量(2010年)



排出源ごとの大気排出量(2010年)



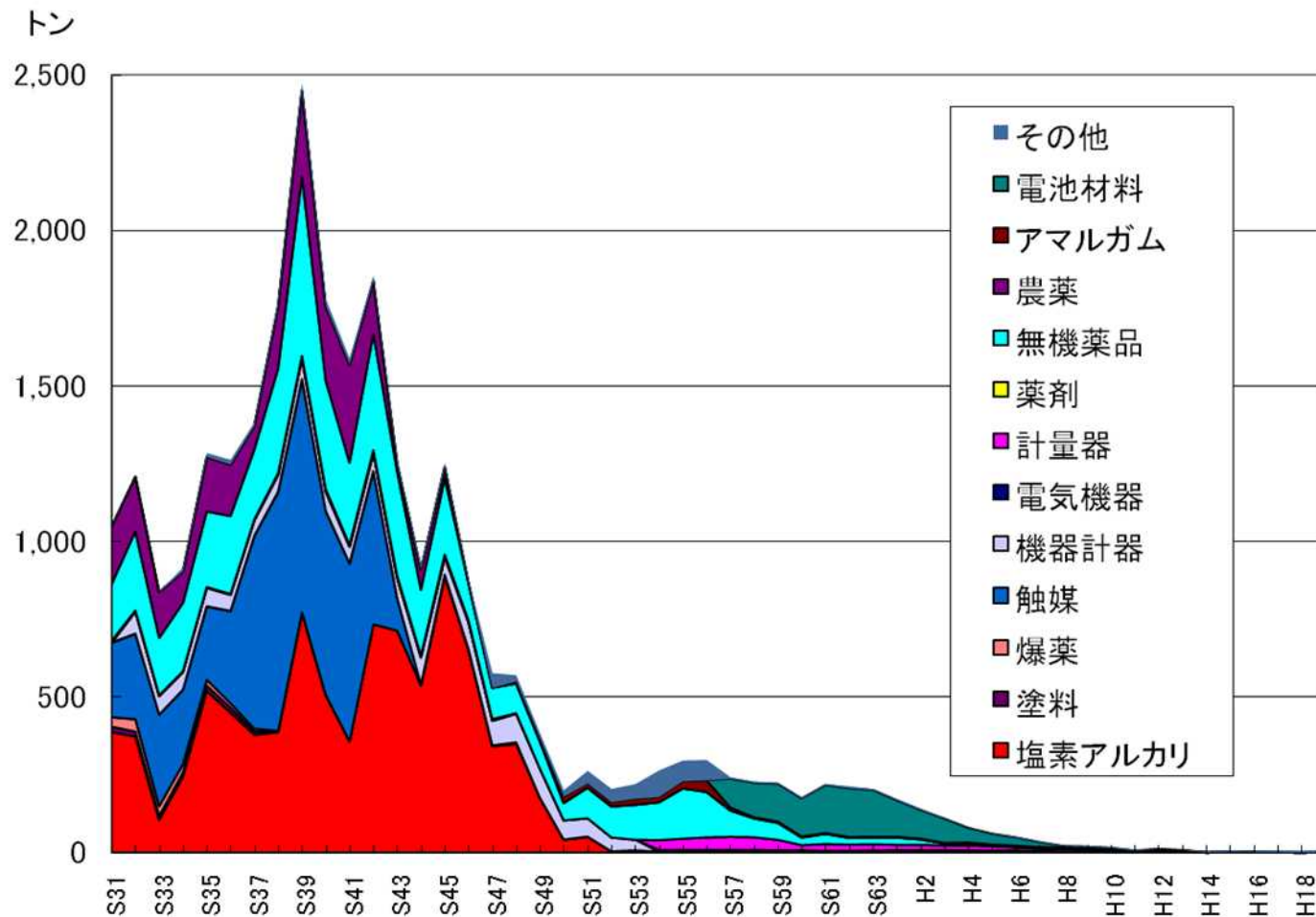
1 the Commonwealth of Independent States (独立国家共同体)

2 汚染地からの排出量の総計

3 塩素アル加工業(1%) 水銀鉱山(1%) 石油精製(1%) 歯科用アマルガム(<1%)

(出典: UNEP Global Mercury Assessment 2013 (2013)) 6

国内における水銀の利用状況（推移）



注) 蛍光ランプは昭和31年～53年は機器計器、昭和54年以降は電気機器に該当

(出典:資源統計年報)

国内における水銀に関する基準・規制等

種類	概要
環境基準等	<ul style="list-style-type: none"> ・水質(公共用水域、地下水)及び土壌:環境基準(環境基本法) ・大気:健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)
環境関連規制	<ul style="list-style-type: none"> ・公共用水域への排出規制(排水基準)、地下浸透規制(検出されないこと)及び浄化命令(浄化基準)(水質汚濁防止法) ・汚染土壌対策(要措置区域等の指定に係る基準)(土壌汚染対策法) ・廃棄物中の水銀が一定濃度以上の場合、特別管理産業廃棄物として厳しく管理(廃棄物処理法)
製品等への使用規制	<ul style="list-style-type: none"> ・化粧品(薬事法)、農薬(農薬取締法)、汚泥肥料(肥料取締法)、家庭用品(有害物質含有家庭用品規制法)、医薬品(薬事法) ・誘導的施策:か性ソーダ・塩素の製造における非水銀法への転換、電池中の水銀量の削減
グリーン調達	<ul style="list-style-type: none"> ・トナーカートリッジ(水銀を含まない)、電子計算機、ディスプレイ、蛍光ランプ(直管型、電球型)(水銀量一定以下)(環境物品等の調達の推進に関する基本方針)

国際的な水銀管理に関する活動の経緯(続き)

2009年2月: 第25回UNEP管理理事会(GC25)における合意

- ・水銀によるリスク削減のための法的拘束力のある文書(条約)を制定する。
- ・そのための政府間交渉委員会(INC: Intergovernmental Negotiating Committee)を設置して、2010年に交渉を開始し、2013年までのとりまとめを目指す。

政府間交渉委員会(INC)における検討事項(GC25決議で与えられたマンデート)

- ・水銀供給の削減と環境上適正な保管能力の強化
- ・製品及び工程中の水銀需要の削減
- ・水銀の国際貿易の削減
- ・水銀の大気放出の削減
- ・水銀含有廃棄物及び汚染サイト回復に関する取組
- ・途上国への技術・資金支援、普及啓発 等

政府間交渉委員会

政府間交渉委員会 (INC) (主催: UNEP)

・組織 (全INC共通)

- ・議長: フェルナンド・ルグリス氏 (ウルグアイ)
- ・ビューロー (議長団): 国連各地域 (5地域) から各2名選出 (アジア太平洋地域は中国とヨルダン)。書記はスウェーデンが兼務。
- ・日本はアジア太平洋地域のコーディネーターを務める。

INCの開催状況

INC1	2010年 6月	ストックホルム (スウェーデン)
INC2	2011年 1月	千葉
INC3	2011年10月	ナイロビ (ケニア)
INC4	2012年 6月	プンタ・デル・エステ (ウルグアイ)
INC5	2013年 1月	ジュネーブ (スイス)

政府間交渉委員会第5回会合 (INC5) の概要

開催期間：平成25年1月13日(日)～1月18日(金)

開催場所：ジュネーブ(スイス)

出席者

- ・約140カ国・地域の政府代表、国際機関、NGO等を含め約800名が出席。
- ・日本政府代表団：外務省、環境省、経済産業省、厚生労働省



政府間交渉委員会第5回会合 (INC5) の成果

条文案が合意

条約の名称が「水銀に関する水俣条約」に決定

条約の採択・署名のための外交会議の日程及び場所
(10月9-11日に熊本市と水俣市で開催)を正式に発表



条約の主な項目

A. 前文	
B. 序論	目的、定義
C. 供給及び貿易	水銀の供給源及び貿易
E. 製品と製造プロセス	水銀添加製品(電池、計測機器(体温計、血圧計を含む)、照明器具、電気スイッチ、歯科用アマルガムなど)、水銀使用製造プロセス、締約国の要請に基づく適用除外
F. 人力小規模金採掘	人力小規模金採掘(ASGM)
G. 排出及び放出	大気への排出、水及び土壌への放出
H. 保管、廃棄物等	環境上適正な保管、水銀廃棄物、汚染サイト
I. 資金・技術支援	資金源及び資金メカニズム、技術支援、委員会
J. 普及啓発、研究等	情報交換、公衆の情報・注意喚起と教育、研究・開発とモニタリング、健康的側面、実施計画、報告、有効性の評価

条約交渉の主な論点(1)

全体:多くの国が参加できる内容にする中で、どの程度厳しい内容にできるか。(実施可能性と実効性)

前文:水俣病の教訓をどの程度書き込めるか。

供給:既存の鉱山からの水銀の産出について、どの程度の規制が可能か。水銀供給源としてどの範囲まで考慮するか。

貿易:輸入された水銀がASGMに不法に使用されないようにするため、輸出入にどの程度厳しい手続きを導入するか。

水銀添加製品:禁止製品のリストを作成するのか、原則禁止として例外リストを作成するのか。どの範囲の製品まで規制対象にするのか。製造・輸出入を禁止する年限をどの程度に設定し、どの程度まで延長を認めるのか。

水銀使用製造プロセス:電極・触媒用途をすべて規制できるか。水銀フリー触媒がない石炭ベースの塩ビモノマー製造プロセスに対して、どの程度厳しい規制をかけられるか。

条約交渉の主な論点(2)

ASGM: 実施可能でありかつ実効性ある規制として、どのような手法を盛り込むべきか。

排出・放出: どの程度の義務をかけるのか(自主的な取組や柔軟性をどの程度認めるのか)。対象施設はどの範囲か。大気への排出と水・土壌への放出を同じ条項にまとめるか別の条項とするか。

保管・廃棄物・汚染サイト: 環境上適正な管理をどの程度厳しく求めるのか(ガイドラインか必須要件か)。

資金支援: GEF(地球環境ファシリティ)のような既存の資金メカニズムで対応するか、それとも新規の資金メカニズムを作るのか。

技術支援: 途上国への技術移転をどの程度明確に位置づけるか。

健康的側面(20条bis): 汚染防止対策を中心とした条約に健康管理の内容を盛り込む必要があるか。盛り込む場合はどの程度の内容とすべきか。

条文の主な内容(1)

前文

水銀のリスクに対する認識や国際的な水銀対策の推進の必要性、水銀対策を進める際の基本的な考え方について記載。

水俣病の教訓として、水銀汚染による人の健康及び環境への深刻な影響、水銀の適切な管理の確保の必要性及び同様の公害の再発防止を記載。(日本の提案を受け記載)

リオ原則を再確認。(汚染者負担原則及び予防的アプローチがリオ原則の中に含まれている。)

目的(1条)

水銀及び水銀化合物の人為的な排出から人の健康及び環境を保護すること。

条文の主な内容(2)

水銀供給の削減と国際貿易の削減(3条)

鉱山からの水銀の産出について、新規鉱山開発は各締約国の条約発効後禁止。

既存の鉱山からの産出は各締約国における条約発効から15年以内に禁止。この水銀は製品(6条)、製造プロセス(7条)への使用又は処分(13条)のみ可。

自国の領土内にある、水銀又は水銀化合物の個々の貯蔵で50トンを超えるもの、年間資源発生量10トンを超える水銀供給源の特定に努力。

条文の主な内容(3)

水銀供給の削減と国際貿易の削減(3条)(続き)

水銀(金属水銀及び水銀重量比95%以上の合金)の締約国への輸出は、1)条約上で認められた用途、2)環境上適正な一時保管(第12条)に限定。(水銀廃棄物の貿易については第13条で規定)

水銀の輸出に当たっては、輸入国の書面による事前同意が必要。(事務局への通知でも可。非締約国への輸出は、輸入国から条約上必要な措置を講じていることの証明書も必要。)

非締約国からの水銀の輸入は、新規の一次鉱出又は廃止された塩素アルカリ施設以外の供給源に限定(証明書が必要)。

締約国会議(COP)が、水銀化合物を今後の貿易規制の対象とするかどうか検討。

条文の主な内容(4)

製品への水銀使用の削減(6条・8条)

水銀含有製品(附属書C・Part I、一部例外あり)について、2020年までに製造、輸出、輸入を原則禁止。(年限については、第8条に基づき、国によって必要な場合、最大10年間まで延長可)

歯科用アマルガム(同Part II)について、使用等を削減。

禁止された水銀含有製品の組立製品中への組み込みの抑制、水銀を利用した新製品の製造・販売の抑制。

締約国は水銀添加製品に関する情報を事務局へ提供。また附属書Cに掲載する水銀含有製品を提案できる。

COPは条約発効後5年以内に附属書Cのレビューを実施。

条文の主な内容(5)

対象製品リスト(附属書C、6条関連)

Part I: 水銀を使用する製品の製造・輸入・輸出を禁止するもの

品目	例外
電池	水銀含有量2%未満のボタン形亜鉛酸化銀電池・ボタン形空気亜鉛電池
スイッチ及びリレー	監視・制御装置に用いられる超高精密キャパシタンス/損失測定ブリッジ、高周波RFスイッチ及びリレーで、水銀含有量が20mg以下のもの
一般照明用蛍光ランプ・高圧水銀ランプ、電子ディスプレイ用冷陰極ランプ(CCFL)・外部電極蛍光ランプ(EEFL)	一定含有量以下の一般照明用電球型・直管型蛍光ランプ、一定含有量以下の電子ディスプレイ用冷陰極ランプ・外部電極蛍光ランプ
肌の美白用石鹸及びクリームを含む化粧品(水銀1ppm超)	効果的・安全な代替防腐剤がない場合に、水銀を防腐剤として使用している眼部化粧品
農薬、非農薬用殺生物剤、局所消毒薬	—
非電化の計測機器(気圧計、湿度計、圧力計、温度計、血圧計)	適当な水銀フリー代替品がない場合に、大型装置に取り付けられたもの又は高精度測定に使用されるもの

条文の主な内容(6)

対象製品リスト(附属書C、6条関連)(続き)

Part II: 水銀を使用する製品の使用を削減するもの

- 歯科用アマルガム: 段階的使用削減のため、以下のリストから2以上の措置を実施。
 - i. むし歯予防及び健康促進を目的とする国家目標の設定
 - ii. 歯科用アマルガムの使用最小化のための国家目標の設定
 - iii. 費用効果的、臨床的に有効な、水銀フリー代替品の使用促進
 - iv. 良質の水銀フリー材料の研究開発の促進
 - v. 水銀フリー代替選択品の使用及び管理のための最良の慣行(BEP)の推進に関する学生等への教育及び訓練の奨励
 - vi. 歯科用アマルガムを優遇する保険契約及びプログラムの抑止
 - vii. 歯科用アマルガムの代替品使用を優遇する保険契約及びプログラムの奨励
 - viii. 歯科用アマルガムの使用をカプセル化されたもののみに制限
 - ix. 水や土壌への水銀放出削減のため、歯科設備におけるBEPの利用推進

条文の主な内容(7)

対象製品リスト(附属書C、6条関連)(続き)

適用対象外

- 国民保護及び軍事使用に必須の製品
- 研究、機器の校正、標準物質としての使用を目的とする製品
- 交換用の実用可能な水銀フリー代替製品がない場合の、以下の交換用製品:スイッチ及びリレー、電子ディスプレイ用のCCFL及びEEFL並びに計測機器
- 伝統的及び宗教的慣習において使用される製品
- 保存剤としてのチメロサルを含むワクチン

条文の主な内容(8)

製造プロセスにおける水銀使用の削減(7条・8条)

塩素アルカリ工業及びアセトアルデヒド製造施設(附属書D・Part I)を対象に、製造プロセスにおける水銀の使用を禁止。(それぞれ2025年、2018年まで。ただし、年限については、第8条に基づき、国によって必要な場合、最大10年間まで延長可)

塩化ビニルモノマー、ナトリウムメトキシド又はエトキシド、カリウムメトキシド又はエトキシド、ポリウレタンの製造プロセス(附属書D・Part II)での水銀使用を削減(附属書に規定した措置の実施)

上記対象プロセス(附属書D)の既存施設での対策の実施及び新規施設での水銀使用禁止、新規のプロセスにおける水銀使用の抑制。締約国は事務局へ附属書Dに掲載するプロセスを提案できる。

COPは、条約発効後5年以内に附属書Dのレビューを実施。

条文の主な内容(9)

人力小規模金採掘(ASGM)(9条)

水銀及び水銀化合物の使用・環境中への放出を削減、可能であれば廃絶のため行動。

領土内のASGMが相当量(more than insignificant)と判断した締約国は、事務局に通知し、国家行動計画を策定・実施するとともに、3年ごとにレビューを実施。

国家行動計画に含まれるべき事項(附属書E)

- 目的と削減目標
- 廃絶に向けた行動
- 基礎(ベースライン)となる水銀の使用量の推計値
- 排出削減や貿易管理、高感受性集団の保護などのための方策 など

水銀及び水銀化合物のASGMへの転用防止、教育、非水銀代替策の研究等について協力

条文の主な内容(10)

水銀の大気への排出(10条)

石炭火力発電所、石炭焚産業用ボイラー、非鉄金属製造に用いられる製錬及び焙焼プロセス、廃棄物焼却施設、セメントクリンカー生産施設(附属書Fに掲げられる排出源カテゴリー)を対象に、排出削減対策を実施。

締約国は、各排出源カテゴリーからの排出量の75%をカバーするように、対象排出源の規模要件を設定可能。

締約国は、排出管理のための対策、想定する対象、目標、結果を含む国家計画を準備可能。計画を作成した場合には、各締約国での条約発効後4年以内に、締約国会議に提出。

新設施設には、各締約国での条約発効後5年以内に、BAT(利用可能な最良の技術)/BEP(環境のための最良の慣行)を義務付け。(BATと同等の排出限度値も可)

条文の主な内容(11)

水銀の大気への排出(10条)(続き)

既存施設には、各締約国での条約発効後10年以内に、排出管理目標、排出限度値、BAT/BEP、水銀の排出管理に効果のある複数汚染物質管理戦略及び代替的措置から1つ以上を国家計画に含めて実施。

既存排出源については、排出源カテゴリー毎に異なる措置を適用可能。適用措置は時間とともに排出削減を進展させる必要有。

各国が自国内の対象排出源の排出インベントリを作成(遅くとも自国での条約発効から5年以内)。

COPで、以下に関するガイダンスを採択。

- BAT/BEP
- 削減措置(目標決定、排出限度値設定等)の支援
- 対象排出源特定のための基準(規模要件)
- 排出インベントリ作成方法

条文の主な内容(12)

水銀の水・土壌への放出(11条)

各締約国での条約発効後3年以内に、放出削減の対象となる放出源を特定。

放出管理のための対策、想定する対象、目標、結果を含む国家計画を準備可能。計画を作成した場合には、各締約国での条約発効後4年以内に、締約国会議に提出。

新規・既存施設とも、放出限度値、BAT/BEP、水銀の放出管理に効果のある複数汚染物質管理戦略、代替的措置から1つ以上を実施。

各国が自国内の対象放出源の放出インベントリを作成(遅くとも自国での条約発効から5年以内)。

COPで、以下に関するガイダンスを採択。

- BAT/BEP
- 放出インベントリ作成方法

条文の主な内容(13)

廃棄物の水銀以外の水銀の一時保管(12条)

水銀・水銀化合物の一時保管は、COPで作成されるガイドライン等に従って、環境上適正に実施。

水銀廃棄物(13条)

COPが水銀廃棄物の判断基準となる水銀含有量を決定。

水銀廃棄物は、バーゼル条約に基づくガイドラインを考慮し、またCOPが定める必須条件に基づいて、環境上適正に管理。

廃棄物からの水銀回収、廃棄物のリサイクル等は、条約上認められる用途又は環境上適正な処分に限定。

バーゼル条約を遵守した環境上適正な処分目的以外は、水銀廃棄物の越境移動を禁止。バーゼル条約が適用されない場合は、国際規則、基準、ガイドラインを考慮した場合のみ許可。

条文の主な内容(14)

汚染サイト(14条)

締約国は、汚染サイトの同定と評価のための戦略の構築に努める。

汚染サイトのリスク削減は、リスク評価を必要に応じ取り入れ、環境上適正な方法で実施。

COPで以下の事項を含むガイダンスを採択。

- サイトの特定及び特性評価
- 公衆参加
- 人の健康及び環境のリスク評価
- 汚染サイトによるリスク管理の選択肢
- 便益と費用の評価
- 成果の検証

戦略構築と活動実施について締約国の協力を奨励。

条文の主な内容(15)

資金及び資金供与の制度(15条)

締約国は、自国での条約実施のための資金を提供。資金には国家予算、国内財源、二国間及び多国間基金、民間部門の関与を含む。

条約のもとで資金支援を行うための制度(資金メカニズム)を設置。

GEF(地球環境ファシリティ)信託基金を主たる資金メカニズムに、技術支援・能力開発を支える国際プログラムを補完的なメカニズムに位置付け。

資金供与の制度は民間部門を含む他の供給源からの資金提供を奨励。

条文の主な内容(16)

能力構築、技術支援、技術移転(16条)

途上国、特に後発開発途上国や小島嶼開発途上国の条約実施を支援するための能力構築、技術支援を提供するために協力。

能力構築及び技術支援は、国際条約の地域センター、地域・準地域・国の取り決め、その他の二国間・多国間の手段、民間部門を巻き込んだパートナーシップにより提供。

民間部門やその他の関係者からの支援を得て、途上国に対する環境上適正な代替技術の開発、移転、普及、入手を促進。

条文の主な内容(17)

健康面の対策(20条bis)

水銀の影響を受けるおそれのある人々を特定し保護するための戦略等の作成及び実施の推進を奨励。

水銀の職業上のばく露に関する教育及び予防プログラムの作成及び実施の推進を奨励。

水銀による影響を受ける人々に対する適切な健康管理の促進等を奨励。

水銀による影響の防止、診断、処置等のための制度及び医療従事者の能力強化を奨励。

情報交換(18条)

水銀に関する科学・技術・経済・法律的情報、生産・使用・排出・放出の削減に関する情報、製品やプロセスの代替選択肢に関する情報等の交換を促進。

条文の主な内容(18)

情報公開、意識啓発、教育(19条)

水銀の健康及び環境への影響、水銀代替物等に関する情報提供、健康や環境への影響等に関する教育・意識啓発を促進。

研究・開発、モニタリング(20条)

水銀の使用・排出量把握、生物・環境媒体の水銀モニタリング、健康・環境影響の評価、代替製品・プロセスの研究等に協力。

報告(22条)

条約実施の取組、目的達成における取組の有効性及び潜在的な課題についてCOPに報告。

有効性評価(23条)

条約発効日から6年以内、その後定期的に、COPが条約の有効性を評価。

条文の主な内容(19)

国内実施計画(21条)

締約国は、条約上の義務の履行のため、国内実施計画を策定・実施できる。

実施・遵守委員会(17条)

条約の補助機関として実施・遵守委員会を組織し、各国の実施の促進、遵守の管理等を行う。

発効(32条)

条約は50カ国が批准してから90日後に発効する。

条約交渉における我が国の貢献

第2回政府間交渉委員会(INC2)を2011年1月に千葉市で、INC3の準備のためのアジア太平洋地域会合を同年9月に神戸市で開催。条約の採択・署名のための外交会議を本年10月に熊本・水俣で開催予定。

水俣病の教訓と水銀対策(政策・技術)について、語り部の講話、国連公用6カ国語による冊子、産業界の展示等により発信。

水銀含有製品・水銀使用製造プロセスに関する規制内容や対象リストについて、EU及びジャマイカと協力して情報収集・検討を主導し、非公式会合を開催するとともに、CRP(会議配布文書)を作成してINC4・INC5に提案。INC5では条文作成作業にも貢献。

アジア太平洋地域グループのコーディネーターとして、同地域の議論の活性化、意見の取りまとめに努力。

条約交渉のための資金をUNEPに拠出。また、INC5において、条約発効までの移行期間における途上国への資金支援について、ノルウェー及びスイスとともに拠出を行う用意があることを表明。

「水銀に関する水俣条約」の意義

今般合意された条約は、先進国と途上国が協力して、水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策を世界的に取り組むことにより、水銀の人為的な排出を削減し、越境汚染をはじめとする地球規模の水銀汚染の防止を目指すもの。

世界最大の水銀利用・排出国である中国や、化学物質・廃棄物に関する条約をこれまで批准していない米国も積極的に交渉に参加。このように多くの国の参加を確保しつつ、その中で水銀のリスクを最大限削減できる内容の条約に合意できた。

“Minamata Convention“の命名は、水俣病と同様の健康被害や環境破壊を繰り返してはならないとの決意と、こうした問題に直面している国々の関係者が対策に取り組む意志を世界で共有する意味で有意義。また、水俣病の教訓や経験を世界に伝えるとともに、今の水俣市の姿を内外にアピールできる。

INC5後の取組

条約交渉の結果は、本年2月にナイロビ(ケニア)で開催された第27回UNEP管理理事会において報告。

条文テキストを国連において精査中。間もなく確定の見込み。

今後、外交会議及び準備会合の進め方、外交会議で条約とともに採択する決議案(条約発効までの暫定的措置や資金メカニズム等に関するもの)の内容等について調整。

条約は、本年10月9日(水)～11日(金)に開催される外交会議において、採択・署名される。

10月7日(月)・
8日(火)

準備会合(熊本市)
・決議案等に関する議論・合意

10月9日(水)
～11日(金)

外交会議(水俣市及び熊本市)
・9日(水):開会セレモニー(現地視察を含む)(水俣市)
・10日(木)・11日(金):条約の採択・署名(熊本市)

我が国の今後の取組

UNEPと調整しつつ、外交会議の準備を本格化。情報発信の内容等について県・市等と協力して検討し、推進。

引き続き水俣病の教訓と水銀対策に関する知見を発信（「水俣病の教訓と日本の水銀対策」の冊子は改訂予定）。

より多くの途上国が早期に批准し、取組を推進できるよう、資金面・技術面の支援や働きかけを実施。

我が国の外交会議における署名及びその後の早期批准に向け、国内での対応・担保措置について検討。

これを契機に、「日本の環境首都」を掲げて地域再生に取り組む現在の水俣市の姿を積極的に世界に発信し、環境をてこにした地域づくりの取り組みを一層支援。

御清聴ありがとうございました。

(環境省ホームページ：<http://www.env.go.jp/chemi/>)